

予算は未来の設計図

本年は新市建設計画が基本

36年度予算案
 ができるまで
 ついてご理解をいただきたいと思ひます。

ことしの4月から、来年の3月までの間に、どの橋を直し、市営住宅をどこに何戸建てるかという市の「昭和36年度予算」のできるまでの経過をお話して、市の予算に

市の予算は、市長が案をつくらせて、みなさんの代表である市議会の議決を経なければ成立しません。

予算案をつくる時、いちばん大切なことは、限られた財源を何に使うかということだ。

学校の施設を作ったり、道路を舗装したり、やらなければならぬ仕事がたくさんあります。

しかし、1年のうちに市に入ってくるお金には限りがあります。

私達の家庭でも、テレビを買いたい、良い着物を買いたいと収入のことを考えないで手あたり次第に買ってしまったら、借金が残るだけ健全な家庭生活を営むことができません。やはり、収入にあつた支出をすることが根本となります。

市の場合もまったくこれと同じで、限られた収入

どの仕事優先か

関係者の意見を聞いて

総務課でまとめた各課の要求は、約十億に近しい額になり、これが、市には、とてもこたえがたくなる。収入に見合う支出がないので、収入の額に合わせなければならぬ。

そこで、どれとどれを認めて、どれを削るかという予算査定をすることに

さらに、市長と助役の査

犯罪の発生と

検挙

市内の犯罪発生は、毎年ふえている傾向で昭和三十四年には八二二件であつたのが、昭和三十五年中には九二〇件で、前年とくらべると一〇八件(13%)もふえています。

この九二〇件の内訳は、

- 館山北条地区 六九二
- 船形地区 一五一
- 神戸地区 二七
- 西岬地区 一五
- 富崎地区 一三
- 館野・九重地区 一三

ありますので、市街地は一般的に犯罪の予防に對する関心をもちたいことが切です。

なお、犯罪の種類ごとの発生と検挙をあげると、

- 強盗 六(八)
 - 強姦 三(二)
 - その他二三(二二)
- で、窃盗犯が最も多く、全犯罪との比率が61%となつています。この

犯罪と交通事故

市内でおきた一年の統計

館山警察署

このことは、二日ないし三日目毎に市内のどこかで必ず交通事故がおきた計算になります。又この事故により五人の尊い人命が奪われ、一五一人の重軽傷者がでております。なお市内で発生した交通事故をみると、

- 館山北条地区 一一〇
 - 船形地区 三九
 - 館野・九重地区 三九
 - 豊房地区 六
 - 神戸地区 二
 - 西岬地区 二
- 以上のように、市街地を形成している館山・北条地区が圧倒的に多く、次

定が行なわれ、いままでのいざさつと意見を総務課から聞き、関係課長からも内容を聞いて、予算の肉付けをしたので

八教室分を増築した二中校舎

増築した二中校舎

新学期を迎え、今年を頂点にふえた中学校生徒の急増対策として、昨年十一月から増築していた、二中校舎がこのほど完成いたしました。

この増築した校舎は、本校舎の東北隅に木造二階



建の四教室分と、中央にある平家建四教室の上に増築して、これを二階建八教室にしたもので、総工事費八百九十五万九千八百円です。

この財源は国庫補助金二百七十七万七千六百円、起債四百万円、寄附金五十万円、一般財源六十八万二千二百円に上つております。

館小の

便所改築工事

館山小学校の便所改築を二十四万九千円で完了いたしました。

この完成は三月一ばいの子定。

神余の

校舎を新築

和洋裁の学校として大いに給食地区となつていま

報奨金が交付

市税を納期前に納めると

市税を納期前に納めると、報奨金が交付される制度があります。

すなわち、皆さんが1カ年間の税額を当初の納期に納めた場合、又は次に

市税の納付通知が

年一回に変わりました

これまで市税の納付書はそれぞれ納期ごとに、皆さんに配付されておりましたが、昭和36年度(4月)からこの制度が廃止され、年度当初の徴税令書と共に1期・2期・3期・4期それぞれが配付された一枚の納付書が配付されることになりました。

この徴税令書は、領収書を兼ねておりますから、紛失しないようお心掛け下さい。

なお納期には、つとめて広報車・有線放送などを利用して納期のお知らせ

自衛官募集

4月15日まで

昭和36年度の第一回目の自衛官募集が、次のように行なわれております。

1 応募資格
 (1) 昭和36年6月1日現在18才以上25才未満の者
 (2) 中学校卒業程度以上の学力がある者

2 受付期間
 4月15日まで、ただし受付期間終了後でも地方連絡部で直接受け付けます。

3 志願手続
 志願用紙その他の案内は市役所総務課で。

4 試験

市税納期一覧表 (昭和36年度)

納期	1 期	2 期	3 期	4 期
固定資産税	5月1日	7月31日	12月25日	2月28日
市市民税	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
軽自動車税	5月1日(全期)			

城山公園の

苑道修理工事

行楽シーズンを迎えて城山公園の苑道修理工事が行なわれております。

この工事は、城山公園にいたる暗渠・側溝・階段

新受入図書案内

自昭和三十六年一月五日
 至全 年三月一日

館山市図書館分

分類	書名	著者
分記	朝日年鑑一九六一年版	朝日新聞社
自然	難病治療のキメ手	中川雅嗣
科学	宇宙旅行 科学図説シリーズ⑧	相賀徹夫
産業	水産第三巻 沿岸・近海	宮崎千尋
全	集第十九巻 水産資源各論	久保伊津男
最新	最新図解キノコ六種の作り方	小高進
語学	方言学講座第一巻	東条操
文学	美しき惑い	ジャイロ
含	差草	大久保和郎
楽譜	の秘密	大久保康雄
卒業	舞踏会	ジャイロ
世界	ノックアウト全集	編者不明
世界	紀行文学全集第十八巻	志賀直哉他二名
新水	語伝 第一・二・三巻	吉川英治
鞍馬	天狗 第九巻	大仏次郎
リン	カーンが撃たれた日	ジム・ビショップ
現代	名詩集大成三	日夏歌之助
キリ	リストが死んだ日	ジム・ビショップ
定本	柳巷志異 巻五	三浦朱門
私本	太平記 巻八 新田帖	柴田天馬
苦楽	一如の中(中)	吉川英治
女	であること(中)	野依秀成
ある	小説家の思い出	橋外 康
円	朝下	小島政二
重役	の椅子	源氏鶏太
顔	というパリ	丹羽文雄
婉	という女	片柳 枝
鞍馬	天狗 第十巻	大仏次郎
青	へか物語	山本周五郎
世界	ノックアウト全集三	筑摩書房編集部
新水	語伝 第四巻	吉川英治
現代	名詩集大成九	西脇順三郎
宗	教	
歴史	日本歴史新書	吉野清人
地誌	隠れキリシタン	黒林 剛
日本	の影刻	小 林
明治	治外交史	沼田 修
洋学	伝来史	榎田 次郎
平安	時代の貴族の生活	藤木 邦彦
宿	寺と交通	新玉 幸彦
壬申	の乱	板橋 隆三
奥州	平泉	板橋 隆三
日本	歴史大辞典 別巻 日本歴史地図	奈良本辰也

国民年金制度

四月一日から実施

保険料の納め方と免除

昨年10月から実施してきた国民年金（拠出制）の加入届けは、2月一ぱいで一応受付を終り、現在加入された被保険者の皆さんに4月までに国民年金手帳が届くようその準備をいそいでいます。保険料は、手帳の交付を受けると同時に4月1日から納めてゆく事になります。ではこの保険料はどのように納めてゆくか、また、保険料を納められない場合などにはどんな制度があるかについて、今日は述べてみます。

毎月納める保険料額は

34才まで100円・35才から150円

拠出制の国民年金では年金給付に要する費用にあらためて、被保険者から一定額の保険料を納める事になっていきます。その額は、20才から35才になる月の前迄は月額百円、35才になった月以降は月額百五十円となっています。

保険料の納付義務者

保険料を納めなければならない人はもちろんそれぞれの被保険者ですが、無職とか、家事従事者又は主婦といったように形式的に収入がない人もいますので、その場合には、世帯主とか所帯のある人を被保険者の分の保険料を納めなければならないことになっていきます。

保険料の納付方法

保険料は、国が発行する国民年金印紙によつて納付することになっています。すなわち、被保険者は市役所（収入役室）で売られている国民年金印紙を購入し、これを国民年金手帳の一定の欄にはり、市役所国民年金係に提出して検認を受けることになっていきます。

から除外することなく、むしろ、保険料を納めることができないような低所得の人々こそ年金制度による保障が必要なのだという制度の主旨から、これらの人を拠出制度の対象からはずさず、できるかぎり拠出制国民年金が受けられるようになっています。



写真Ⅱ 国民年金の百円と百五十円印紙

金制度が40年にもわたる長期の保険であるので、ある時期には保険料を納めておくことができない場合も出てくること予想されます。そこで、国民年金では保険料を納めることができないからといって、すぐにこれらの人を拠出制度

法定と申請の

二つの免除制度

法定免除

(一) 国民年金の障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき
(二) 生活保護法による生活扶助又は、らい予防法による生活援助を受けるとき
(三) 国立のらい療養所その他の施設であつて、厚生省令で定めるものに入居されているとき
(四) その他他保険料を納めることが著しく困難であると認められるとき

申請免除

(一) 所得がないとき
(二) 被保険者又はその他の世帯員が生活保護法やらい予防法による教育扶助、住宅扶助、医療扶助、生業扶助又は葬祭扶助を受けるとき
(三) 地方税法に定める障害者又は寡婦であつて、年間の所得が13万円以下であるとき
(四) その他他保険料を納めることが著しく困難であると認められるとき

加入者一三、六五六名

対象の約九八%

いままでに国民年金に加入された方は、一万三千六百五十六名で、市内年金該当者の約九十八%になっています。

この保険料を納めなくてよい場合には、次の二つの場合があります。すなわち、法律で定められている事情に該当すれば、届け出をするだけで免除する場合（法定免除）と、納めることができない事情を申請して免除する場合（申請免除）とがあります。

保険料の追納と滞納した場合の徴収

滞納した場合の徴収

保険料の追納は二年以内で、これを経過すると国はその保険料を徴収することができなくなります。しかし、保険料免除の項で説明したように、保険料を納める能力がないものとして保険料を免除された人が、その後、経済事情が好転し保険料を納める余裕が生じたときには、保険料を追納することができ

請求手続きを急いで下さい

引揚者給付金請求手続はまだ終わっていない方は、請求締切期日（最終日五月十五日）がせまりましたので、締切前に全部完了するようにご連絡いたします。

滞納と徴収

毎年度の保険料は、翌年の4月30日を過ぎると現金で徴収されます。この場合、国民年金は強制社会保険ですから、保険料については国税徴収の例によつて、強制徴収が行なわれるわけです。

この国民年金制度は、20才以上60才未満の全国民（厚生年金・恩給・共済

この国民年金制度は、20才以上60才未満の全国民（厚生年金・恩給・共済

この国民年金制度は、20才以上60才未満の全国民（厚生年金・恩給・共済

この国民年金制度は、20才以上60才未満の全国民（厚生年金・恩給・共済



写真Ⅰ 手帳の交付準備をいそぐ年金係

見得をはらず
無駄と無理の
ない明るい生
活をいたしま
しよ